

# 多国籍企業と グローバル・タックス

2018年6月17日

金子文夫

# 目次

## はじめに

- I 第4次産業革命と  
IT系多国籍企業の台頭
- II デジタル経済に対応する  
グローバル・タックス体系の形成
- III グローバル連帯税運動の  
新たな段階

# はじめに（1）

- グローバル連帯税運動は2000年代に開始
  - \* 目的—MDGs のための革新的資金メカニズムの創出  
金融危機に対処する通貨取引税の創設
  - \* 方法—航空券連帯税、通貨取引税（金融取引税）
  - \* 推進力—リーディング・グループ（フランスが主導）
  - \* 日本では—国会議員連盟  
市民団体（オルタmond⇒アシスト⇒連帯税フォーラム）  
寺島委員会（第一次、第二次）  
外務省の税制改正要望
  - \* 2010年代、運動は停滞気味に

## はじめに（2）

- 2010年半ば、状況転換の兆候

- \* 第4次産業革命の本格化

- IT（人工知能）の発達

- ディープラーニング（深層学習）技術の登場

- \* IT系多国籍企業の台頭、大規模な租税回避

- タックスヘイブンへの注目—パナマ文書、パラダイス文書

- \* デジタル経済に対する課税制度の必要

- OECDのBEPSプロジェクト

- グローバル・タックス体系整備の気運

- \* SDGsの策定—資金確保の要請

- \* グローバル連帯税運動の新段階—グローバル・タックスの一環

# I 第4次産業革命とIT系多国籍企業の台頭

## 1 第4次産業革命（1）

### ● 人類史のなかの産業革命

\* 狩猟・採集経済の時代

・定住革命—農耕技術

\* 農業経済の時代

・第1次産業革命（1770年代～）—蒸気機関

\* 工業経済の時代

・第2次産業革命（1870年代～）—内燃機関、電気モーター

・第3次産業革命（1970年代～）—電子工学

コンピュータ、インターネット

\* 情報経済（デジタル経済）の時代

・第4次産業革命（2010年代～）—AI、IoT、3Dプリンタ



# I - 1 第4次産業革命（2）

## ●第4次産業革命を構成する技術群

- \* AI（人工知能）－記憶力、計算能力、学習能力  
人間の働き方に多大な影響
- \* ロボット－AIと一体化して人間労働を代替、無人運転（ドローン、自動車）
- \* 3Dプリンター部品を組み立てて製品化するだけでなく、一挙に成型  
製造地と消費地の同一化
- \* IoT（Internet of Things）－モノ同士の情報交換、生産・流通・消費の連動
  - ・ IoB（Internet of Bodies）－人体と医療サービスとの情報交換
- \* ビッグデータ－巨大な情報の集積、多様な利用価値
- \* ブロックチェーン－情報の分散的管理、広範な応用範囲  
仮想通貨、スマートコントラクト（コンピュータが理解する契約）、DAO（分散自律型組織）、シェアリング

# I - 1 第4次産業革命（3）

## ● AIの進化

\* 特化型AI—特定目的のAI（眼の壁を超える）

- ・RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）—事務の自動化
- ・視覚認識、聴覚認識の獲得—自動運転、自動通訳、AIスピーカー

\* 汎用AI—多目的のAI（言語の壁を超える）

- ・深層強化学習を重ねて、汎用性、自律性を高める

\* ヒト型AI—人間の頭脳に相当するAI（生命の壁を超える）

- ・シンギュラリティー技術的特異点、AIが全人類の頭脳を超える処理能力獲得
- ・全脳アーキテクチャー脳をパーツに分解、プログラム化して統合
- ・全脳工ミュレーション—脳神経細胞をまるごとコピーして再現

# I - 1 第4次産業革命（4）

## ● ドイツ、中国、日本の取組み

### \* ドイツーインダストリー4.0

- ・2011年提唱、製造業の生産・流通過程のデジタル化、IoTの全面化を通じてコスト削減、生産性向上を図る国家戦略
- ・自動生産を可能とするスマートファクトリー
- ・ビッグデータを活用して機械・設備の保守レベルを上げる

### \* 中国ー中国製造2025

- ・2015年国務院通達、2025年を目標年次とし、製造業の高度化を目指す
- ・製造業、IT技術、サービス業の融合、10大重点産業の設定
- ・政府系投資ファンドの投入

### \* 日本ー日本再興戦略

- ・アベノミクスの成長戦略ー第4次産業革命からSociety5.0へ

## I - 1 第4次産業革命（5）

### ●アベノミクスの成長戦略—日本再興戦略

\* アベノミクスの第3の矢「成長戦略」

- ・官邸に経済財政諮問会議、産業競争力会議、日本経済再生本部、未来投資会議など設置

\* 日本再興戦略

- ・2013年、日本再興戦略—JAPAN in BACK
- ・日本再興戦略改訂2014—未来への挑戦
- ・日本再興戦略改訂2015—未来への投資・生産性革命
- ・日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて
- ・未来投資戦略2017—Society5.0の実現に向けた改革

# 日本再興戦略改訂2015（2016年4月）

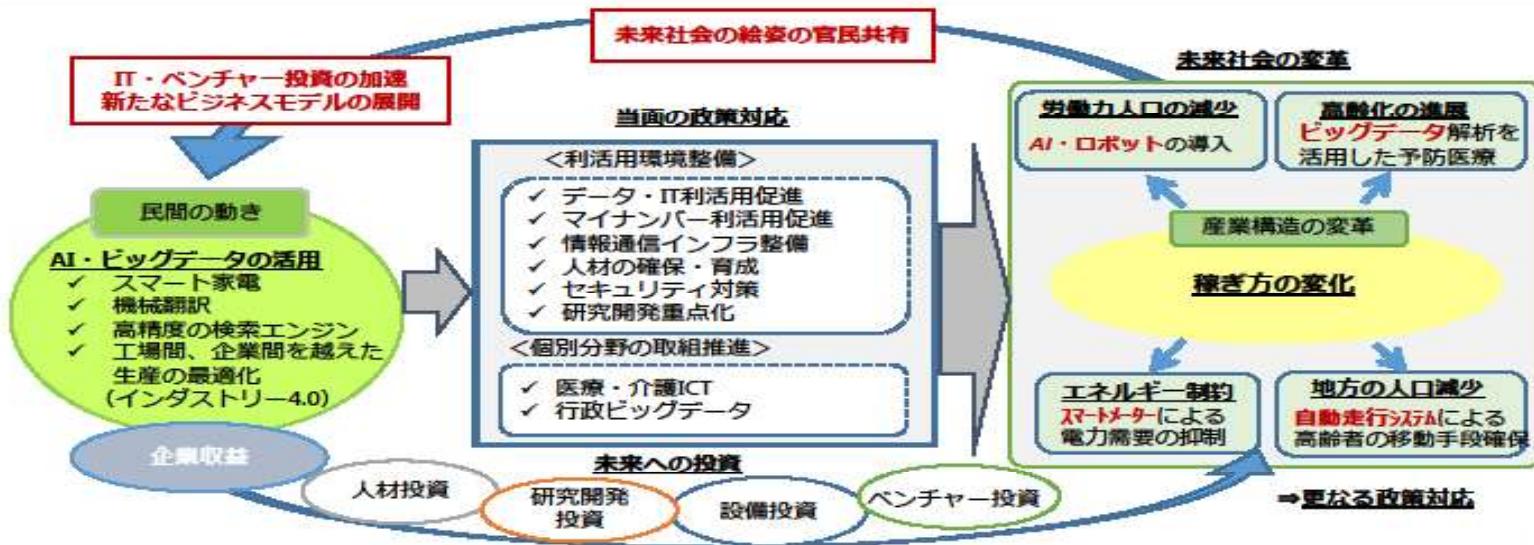
## 新時代への挑戦を加速する（「第4次産業革命」）

### ① IoT・ビッグデータ・人工知能時代への産業構造・就業構造改革

- あらゆるものがインターネットに接続し、サイバー世界が急速に拡大する中、  
ビジネスや社会の在り方そのものを根底から揺るがすIoT・ビッグデータ・人工知能時代が到来
- 変革の流れに乗り遅れれば国際競争力等を失う一方、新たなビジネスに取り組む絶好のチャンス

## 産業構造・就業構造の変革への遅滞ない対応

- IoT・ビッグデータ・人工知能による大変革時代に対応した民間投資と政策対応を加速する官民共有の羅針盤として、  
産業構造及び就業構造への影響や官民に求められる対応等について、早急に検討  
⇒課題例 セキュリティー対策、人材育成・教育、働き方改革、研究開発、競争政策、規制・制度改革

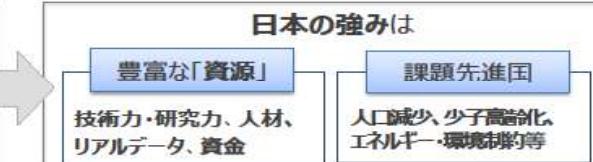


### 資料 3

## 未来投資戦略2018（素案）概要 －「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革－

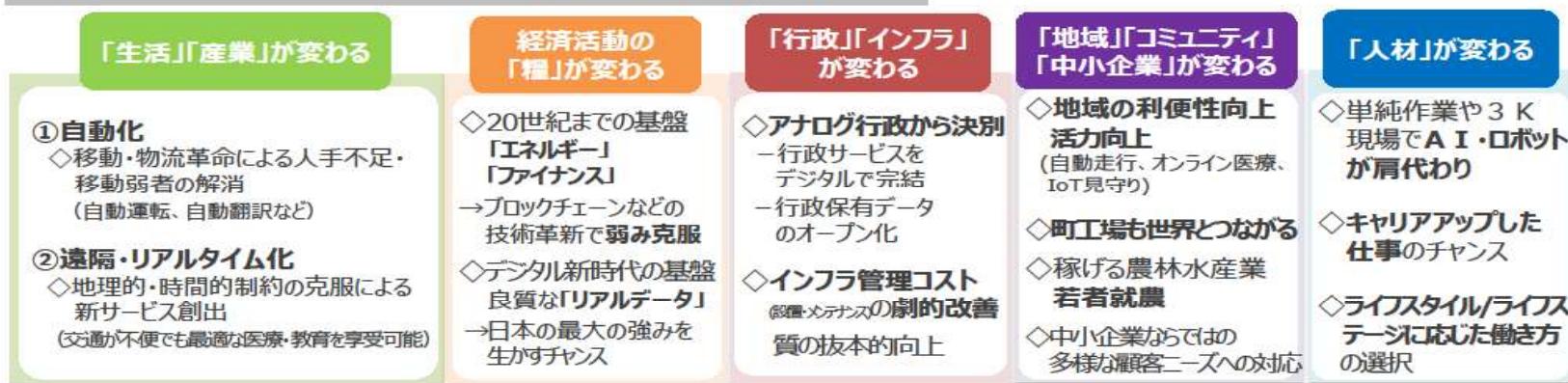
### 基本的な考え方

「デジタル革命」が世界の潮流  
◇データ・人材の争奪戦  
◇「データ霸権主義」の懸念  
(一部の企業や国家がデータを独占)

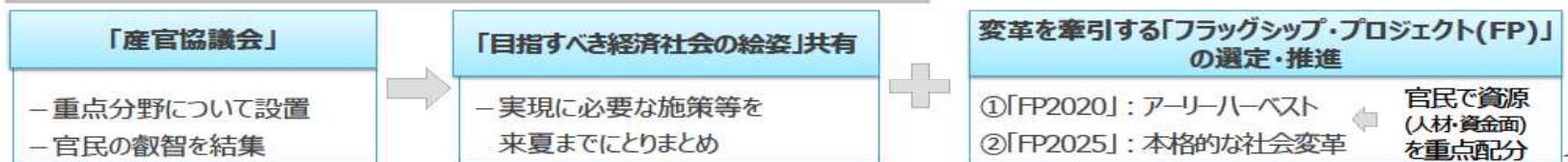


◇Society5.0で実現できる新たな国民生活や  
経済社会の姿を具体的に提示  
◇従来型の制度・慣行や社会構造の改革を  
一気に進める仕組み

### 第4次産業革命技術がもたらす変化／新たな展開：Society 5.0



### 今後の成長戦略推進の枠組



## I - 2 IT系多国籍企業の台頭（1）

### ● プラットフォームの独占

- ・ネットワーク効果—規模が大きいほど便益が高まり、顧客を集める
- ・プラットフォームを構築した企業  
グローバル・スタンダードを獲得、市場で独り勝ち（勝者総取り）
- ・5強：マイクロソフト—OS：ウィンドウズ、1970年代創業  
アップル—スマートフォン、1977年創業  
アマゾン—ネット通販、1994年創業  
グーグル—ネット検索、1998年創業  
フェイスブック—SNS、全世界で月22億人が利用、2004年創業  
GAFA（マイクロソフトを除く4社）
- ・垣根を越えた競争—AIスピーカー、クラウド
- ・シェアリング・エコノミー  
ウーバー、エアビーアンドビー

## I - 2 IT系多国籍企業の台頭（2）

- M&Aを通じた企業規模の拡大（技術、高度人材の集中）

- \* 2000年以降の累計買収件数600件、2000億ドル

- グーグル200（You Tube）、マイクロソフト200、アップル80、

- フェイスブック70（インスタグラム）、アマゾン50

- \* 10年で合計売上高7倍、2017年約6000億ドル

- IT系多国籍企業が引き起こす問題

- \* 市場の支配力—競争を阻害、独禁政策に抵触

- \* 個人情報の収集—プライバシーの侵害、情報の不正流出

- ビッグデータの独占

- \* 格差の拡大—高額報酬・株価、デジタルプロレタリアート

- 労働分配率の低下

- \* 租税回避—無形資産が価値の源泉

## I - 2 IT系多国籍企業の台頭（3）

### ●多国籍企業ランクイングー株式時価総額（2017年末）

1位	アップル	8608億ドル
2位	グーグル	7292
3位	マイクロソフト	6599
4位	アマゾン	5635
5位	フェイスブック	5127
6位	テンセント	4933
7位	バークシャー・ハザウエイ	4893
8位	アリババ	4407
32位	トヨタ自動車	2089

※経営実績以上に企業価値の高評価

※2018年3月、GAFA4社の株価3200億ドル減少

## I - 2 IT系多国籍企業の台頭（4）

### ●多国籍企業ランキング—純利益額（2017年度）

1位 アップル	484億ドル
2位 ブリティッシュ・アメリカン・タバコ	483
3位 バークシャー・ハザウエイ	449
4位 中国工商銀行	357
5位 サムスン電子	366
6位 中国建設銀行	357
7位 ベライゾン・コミュニケーションズ	301
8位 AT&T	295
9位 中国農業銀行	279
10位 中国銀行	245
13位 トヨタ自動車	220
15位 マイクロソフト	212
20位 フェイスブック	159
25位 グーグル	126
48位 ソフトバンク	91

## I - 2 IT系多国籍企業の台頭（5）

### ●租税回避の横行

\* 議会公聴会における課税逃れ証言

- ・2012～13年、米国—マイクロソフト、ヒューレット・パッカード、アップル
- ・2012年、英国—スターバックス、アマゾン、グーグル
- ・違法でないとしても不当な租税回避スキームの暴露

\* 法人税実効税率の格差

- ・GAFA 9.5% <一般の多国籍企業 23.2%

\* 租税回避を可能とする要因

- ・タックスヘイブンの提供する優遇税制
- ・IT系企業は無形資産（知財、ブランド）が価値の源泉

国境を越える移転が容易、移転価格の適正な評価が困難

恒久的施設（PE）をもたずに利益を獲得

## I - 2 IT系多国籍企業の台頭（6）

### ●アメリカ多国籍企業の租税回避（2016年）

企業名	タックスヘイブン 子会社数	オフショア利益額 (億ドル)	租税回避額 (推計、億ドル)
アップル	3	2460	767
ファイザー	157	1989	
マイクロソフト	5	1420	450
GE	22	820	
IBM	18	714	
ジョンソン＆ジョンソン	60	662	
シスコシステムズ	54	656	
メルク	115	631	
グーグル	1	607	
エクソン・モービル	38	540	

## I - 2 IT系多国籍企業の台頭（7）

### ●多国籍企業の税負担率の低下（2016年）

企業名	税負担率の低下 (2006年との比較、%)	税負担率 (税引前利益比、%)
マイクロソフト	16.1	15.0
アマゾン	13.0	36.6
トヨタ自動車	9.0	28.7
インテル	8.4	20.3
ジョンソン＆ジョンソン	7.7	16.5
中国移動	7.1	24.7
P&G	5.0	25.0
グーグル	3.9	19.3
アップル	3.9	25.6
ウォルマート	3.3	30.3

## Ⅱ デジタル経済に対応する グローバル・タックス体系の形成

### 1 BEPSプロジェクトの進展（1）

#### ● BEPSの経過

\* 経済のグローバル化、デジタル化

- ・アグレッシブ・タックス・プランニングの増加
- ・製造業中心の国際課税ルールでは対応できず
- ・法人税の4～10%を逸失

\* OECD租税委員会、2012年にBEPSプロジェクト立ち上げ

- ・OECDは先進国クラブ、新興国・途上国を加える必要
- ・2013年、G20サミット、OECDとG20の共同プロジェクトの形に
- ・2015年、BEPSプロジェクト最終報告書作成

\* 2016年以降、実施過程

- ・租税条約改定、各国内法整備

## II - 1 BEPSプロジェクトの進展 (2)

### ● BEPSの理念、3本柱

- A. 実質性—価値創造地点で課税（行動 1～10）
- B. 透明性—各国政府、多国籍企業の情報開示（行動 11～13）
- C. 予見可能性—ルールの明確化（行動 14～15）

### ● 15の行動計画

- ① 電子経済の発展への対応—行動 1
- ② 各国制度の国際的一貫性の確立—行動 2～5
- ③ 国際基準の効果の回復—行動 6～10
- ④ 透明性の向上—行動 5、11～13
- ⑤ 法的安定性の向上—行動 14
- ⑥ BEPSへの迅速な対応—行動 15

## 「BEPSプロジェクト」最終報告書の概要

A. グローバル企業は払うべき（価値が創造される）ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築〔実質性〕

### (1) 電子経済の発展への対応

電子経済に伴う問題への対応について、海外からのB2C取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインを策定した。

※ 電子経済を利用したBEPSについては、他の勧告を実施することで対応可能。更に、消費課税やBEPS対抗措置で対応できない問題について、物理的概念の存在を根拠として課税する現行の税制とは異なる課税方法の可能性等について、検討を継続。

行動1 電子経済の課税上の課題への対応 → 27年度税制改正で対応済み

### (2) 各国制度の国際的一貫性の確立

各国間の税制の隙間を利用した多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協調して国内税制の国際的調和を図った。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチ取扱いの効果の無効化 → 27年度税制改正で対応済み

行動3 外国子会社合算税制の強化 → 法改正の要否を含め検討

行動4 利子控除制限 → 法改正の要否を含め検討

行動5 有害税制への対抗 → 既存の枠組みで対応

### (3) 国際基準の効果の回復

伝統的な国際基準（モデル租税条約・移転価格ガイドライン）が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。

行動6 条約適用の防止 → 租税条約の拡充（含行動⑮）の中で対応

行動7 人為的なPE認定回避 → 租税条約の拡充（含行動⑮）の中で対応

行動8-10 移転価格税制と価値創造の一貫性 → 法改正の要否を含め検討

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上〔透明性〕

### (4) 透明性の向上

多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。

行動5 ルーリング（企業と当局間の事前合意）に係る自発的情報交換

行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立

行動12 タックス・プランニングの義務的開示 → 法改正の要否を含め検討

行動13 多国籍企業情報の報告制度

（移転価格税制に係る文書化） → 28年度税制改正で対応済み

C. 企業の不確実性の排除〔予見可能性〕

### (5) 法的安定性の向上

BEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に關連する紛争を解決するための相互協調手続きをより実効的なものとすることを図った。

行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築 → 対応済み

### (6) BEPSへの迅速な対応

BEPS行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界で無数にある二国間租税条約の改定には膨大な時間を要することから、BEPS対抗措置を効率的に実現するための多国間協定を2016年末までに策定する。

行動15 多国間協定の開発 → 参加予定

## II - 1 BEPSプロジェクトの進展（3）

### ● BEPSの意義

#### \* 包括性

- ・3本柱、15分野の包括性
- ・新たな分野（デジタル経済）への対応（検討途上）

#### \* 多国間合意

- ・OECD+G20、40カ国以上の取組み、100カ国超の参加

#### \* 情報開示への踏み込み（行動12、13）

- ・多国籍企業の事業報告（国別報告書一収入、税引前利益、納税額、発生税額、資本金（出資金）、利益剰余金、従業員数、有形資産）
- ・タックス・プランニングの義務的開示

## 移転価格税制に係る文書化制度 に関する改正のあらまし

平成 28 年 6 月  
国 税 庁

OECD の BEPS (税源漫食と利益移転) プロジェクトの勧告（行動 13「多国籍企業情報の文書化」）を踏まえ、平成 28 年度税制改正により、租税特別措置法の一部が改正され、次のように移転価格税制に係る文書化制度が整備されました。

このパンフレットでは、移転価格税制に係る文書化制度に関する改正内容のうち主要な項目のあらましを紹介しています。

### 1 多国籍企業グループが作成する文書【新規】 P2～6

直前会計年度の連結総収入金額 1,000 億円以上の多国籍企業グループ（特定多国籍企業グループ）の構成会社等である内国法人及び恒久的施設を有する外国法人は、最終親会社等届出事項、国別報告事項及び事業概況報告事項を国税電子申告・納税システム（e-Tax）で国税当局に提供しなければならないこととされました。

※ 提供義務及び提供義務者は 2 ページのフローで確認できます。

この改正は、平成28年 4 月 1 日以後に開始する最終親会計年度に係る次の報告（届出）事項について適用されます。

《BEPS プロジェクトで勧告された三種類の文書》  
(CBC レポート) (マスターファイル) (ローカルファイル)

#### 最終親会社等 届出事項

- 最終親会社等に関する情報

最終親会計年度の  
終了の日までに提供

#### 国別報告事項

- 国別の活動状況に関する情報

最終親会計年度の終了の日の翌日から 1 年以内に提供

#### 事業概況報告事項

- グループの活動の全体像に関する情報

#### 独立企業間価格を算定する ために必要と認められる書類

- 国外間連取引における独立企業間価格を算定するための詳細な情報

### 2 国外間連取引を行った法人が作成する文書【改正】 P7

#### 一の国外関連者との取引について

- ① 国外間連取引(注 1)の合計金額（前事業年度(注 2)）が 50 億円以上 又は
- ② 無形資産取引(注 3)の合計金額（前事業年度）が 3 億円以上

である法人は、当該国外間連取引に係る独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類を確定申告書の提出期限までに作成又は取得し、保存しなければならない（いわゆる「同時文書化義務」）こととされました。

(注 1) 「国外間連取引」とは、法人が国外関連者との間で行う資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引をいいます。

(注 2) 前事業年度がない場合には当該事業年度となります。

(注 3) 「無形資産取引」とは、特許権、実用新案権などの無形固定資産その他無形資産の譲渡又は貸付け等をいいます。

この改正は、平成29年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。

※ 用語の解説等については、8 ページ以降を参照してください。

## II - 1 BEPSプロジェクトの進展 (4)

### ● BEPSの限界

#### \* 拘束力、強制力

- ・義務的事項、努力目標の混在
- ・アメリカの消極的姿勢

#### \* 情報公開の限界

- ・多国籍企業情報は税務当局が収集、管理
- ・一般には非公開—欧州ではウェブサイト公開の要求

#### \* 「独立企業」アプローチの限界

- ・1国単位の課税主権を前提に、多国籍企業グループを一体のものとして扱うのではなく、「独立企業」の集合とする（ただしグループとして報告）

## II-2 グローバル・タックス体系の形成（1）

### ●グローバル社会と課税

\* 人間社会の3層構造の形成

- ・地域社会—国家社会—グローバル社会
- ・各社会に固有の課題、固有のガバナンス・税制の必要
- ・地方税—国税—グローバル・タックスの3層構造

\* グローバル・タックスの定義

- ・課税対象は国境を超える活動
- ・課税主権は超国家機関
- ・税収の使途はグローバル公共財の調達

\* グローバル・タックスはまだほとんど存在しない、将来の課題

\* グローバル連帯税はその萌芽形態

## Ⅱ-2 グローバル・タックス体系の形成（2）

### ●グローバル・タックスの体系

#### \* 直接税

- ・法人税—多国籍企業税
- ・所得税—金融所得税
- ・資産税—金融資産税

#### \* 間接税

- ・消費税（付加価値税）—航空券税、燃料税、ビット税、環境税
- ・取引税—金融取引税、通貨取引税、武器取引税

### ●国税、地方税との関係

#### \* 課税対象を分ける方法

#### \* 同一の課税対象について、税収を分ける方法

## II-2 グローバル・タックス体系の形成（3）

### ●グローバル間接税への接近

#### \* 航空券連帶税

- ・国際線航空券に低額課税
- ・2006年からフランスなど14カ国で導入
- ・収税の一部を国際機関UNITAIDが集約・管理・執行
- ・使途は国際保健分野、医薬品購入等

#### \* 通貨取引税（トービン税）

- ・通貨（外国為替）取引に超低率課税
- ・1970年代、トービンが通貨投機抑制目的で提唱
- ・1990年代、UNDPが開発資金目的で提唱
- ・2009年、リーディンググループ専門委員会がグローバル通貨取引税を提起

#### \* 金融取引税

- ・金融商品（株式、債券、デリバティブ）取引に低率課税
- ・2011年、欧州委員会が提起⇒11カ国で実施準備
- ・収税管理・使途の一部がグローバル・タックスに接近する可能性

## Ⅱ-2 グローバル・タックス体系の形成（4）

### ●グローバル直接税への接近（1）—多国籍企業への課税

- \*ユニタリー・タックス（合算課税）論の系譜（国際連盟時代以来）
  - ・多国籍企業を独立企業の集合とみるのでなく、単一の企業体とみて、グループ全体の所得を集計し、これを価値創造要素（資産、労働力、売上等）を組み込んだ公式に当てはめて、国別に配分・課税する方式
  - ・アメリカの州際企業課税で実施すみ（マサチューセッツ方式）
- \*EUの法人税改革—共通統合法人課税ベースに関する指令計画
- \*研究者、NGOの提案
  - ・リチャード・マーフィー—租税切下げ競争に終止符  
タックスヘイブンへの利益移転が無意味化
  - ・ICRICT（国際企業課税改革のための独立委員会）  
スティグリツ、ピケティ、ズックマンなど参加
- \*超国家機関による課税の実現—各国と税収を分け合うことが可能に

## II-2 グローバル・タックス体系の形成（5）

### ●グローバル直接税への接近（2）－富裕層への課税

\*グローバル資産税（ズックマンの提起）

- ・世界規模の金融資産台帳の作成

有価証券のデジタル化、証券保管機構の成立を前提に

- ・自動的な租税情報交換システムの整備
- ・金融資産に対する2%の源泉徴収課税
- ・課税主権は残る一国により累進課税、税金還付の選択
- ・税収管理はIMF、使途はグローバル公共財

\*グローバル金融所得税

- ・金融口座情報の自動交換制度により捕捉可能

### Ⅲ グローバル連帯税運動の新たな段階（1）

#### ● SDGsへの取組み

\* MDGsの時代—連帯税運動第1期

- ・リーディンググループが推進
- ・航空券連帯税の導入

\* SDGsの時代—連帯税運動第2期

- ・分野と参加者の拡大

　8分野から17分野へ

　先進国政府中心から全世界の政府・民間・市民社会全体へ

- ・資金の規模

　ODA補完の規模から数兆ドル規模へ

- ・民間資金依存の傾向

- ・税方式の必要性・優位性—予測可能、大規模、安定性

### III グローバル連帯税運動の新たな段階（2）

#### ● OECD/BEPSからの接近

\* 2国間アプローチから多国間アプローチへ

- ・税務行政執行共助条約の成立
  - ・金融口座情報の自動交換制度の開始  
　　共通報告基準
  - ・2国間租税条約のマルチ化
- BEPS行動15 多国間協定の開発

\* ユニタリータックスの基盤整備

- ・多国籍企業グループ全体の情報集積（行動13）
- ・企業活動のグローバル化⇒デジタル技術の進化  
　　⇒租税回避、グローバル課税の両面の可能性

# OECD on tax – By the numbers

## 35 MEMBER COUNTRIES

Australia	Korea
Austria	Latvia
Belgium	Luxembourg
Canada	Mexico
Chile	Netherlands
Czech Republic	New Zealand
Denmark	Norway
Estonia	Poland
Finland	Portugal
France	Slovak Republic
Germany	Slovenia
Greece	Spain
Hungary	Sweden
Iceland	Switzerland
Ireland	Turkey
Israel	United Kingdom
Italy	United States
Japan	

+135 members of the Global Forum on Transparency and Exchange of Information for Tax Purposes.

+100 countries and jurisdictions in the new BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) inclusive framework.

+100 countries and jurisdictions participating in the multilateral Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters.

+100 countries, accounting for more than 2 000 bilateral tax treaties, in the negotiation of the multilateral instrument to implement tax treaty-related BEPS measures.

Around 130 secretariat staff from more than 30 countries.

### III グローバル連帯税運動の新たな段階（3）

#### ●国連・市民社会からの接近

##### \* 国連系国際課税構想の系譜

- ・1970年代、自動的に支払われるべき国際課税の提案
- ・1990年代、世界租税機関（WTO）の提起
- ・2000年代、国際租税機関（ITO）の提起
- ・2010年代、OECD主導のBEPSに対する批判

##### \* 市民社会のNGO、専門家の活動

- ・BEPSモニタリング・グループ（BMG）
- ・Global Alliance for Tax Justice
- ・Tax Justice Network
- ・ICRICT

##### \* タックスヘイブン規制運動と連帯税推進運動の合流

### III グローバル連帯税運動の新たな段階（4）

#### ● 欧州の取組み

##### \* 金融取引税の導入

- ・2011年以来の持続的検討
- ・イギリスの離脱を契機に進展する可能性

##### \* IT系多国籍企業に対する追徴課税、規制

- ・EU、アイルランド政府にアップルへの追徴課税を命令、最大130億ユーロ
- ・EU、ルクセンブルク、オランダ等を不当な税優遇国と認定
- ・フェイスブック、アイルランドでの一括納税方式を見直し
- ・2017年、EU独禁法の適用でグーグルに制裁金24.2億ユーロ
- ・2018年、GDPR（一般データ保護規則）データの域外移転制限

##### \* 新たなデジタル課税方式の導入（恒久的施設をもたない企業に対して）

- ・第一段階、売上高に3%課税
- ・第二段階、売上高700万ユーロ、ユーザー数10万人、企業契約数3000以上

##### \* EUの統合深化

- ・グローバル・ガバナンスへの接近

### Ⅲ グローバル連帯税運動の新たな段階（5）

#### ●日本での取り組み

##### \* 外務省

- ・税制改正要望の継続的提出
- ・2017年2月、国際連帯税に関する調査研究会報告書
- ・2018年7月、国際連帯税シンポジウム後援

##### \* 議員連盟

- ・自民党有力議員の加入
- ・総会への外務大臣（代理）、自民党税調会長の出席
- ・「出国税」導入を契機に、連帯税に関する国会質問

##### \* 市民社会

- ・グローバル連帯税フォーラムの持続的活動
- ・タックス・ジャスティス・ネットワーク・ジャパンの発足

## 参考文献

- 森健・日戸浩之『デジタル資本主義』東洋経済新報社、2018年
- 井上智洋『人工知能と経済の未来』文春新書、2016年
- 夏目啓二『21世紀のICT多国籍企業』同文館出版、2014年
- 志賀櫻『タックス・ハイブン』岩波新書、2013年
- 合田寛『タックスハイブンに迫る』新日本出版社、2014年
- 本庄資編『国際課税ルールの新しい理論と実務』中央経済社、2017年
- 諸富徹『私たちはなぜ税金を納めるのか』新潮社、2013年
- 上村雄彦『グローバル・タックスの可能性』ミネルヴァ書房、2009年
- 上村雄彦編『グローバル・タックスの構想と射程』法律文化社、2015年
- 上村雄彦『不平等をめぐる戦争』集英社新書、2016年
- ガブリエル・ズックマン『失われた国家の富』NTT出版、2015年
- リチャード・マーフィー『ダーティ・シークレット』岩波書店、2017年